

報道発表資料
平成18年7月18日
気象庁

桜島の火山監視体制強化について

桜島では、6月4日に南岳山頂火口とは異なる南岳東斜面の昭和火口で新たな噴火が始まり、その後も活発な火山活動が続いています。

このため気象庁では、今後の活動の推移を的確に把握するため、桜島中腹を中心に、以下の観測点を増設し監視体制を強化することとしました（7月末を目途）。

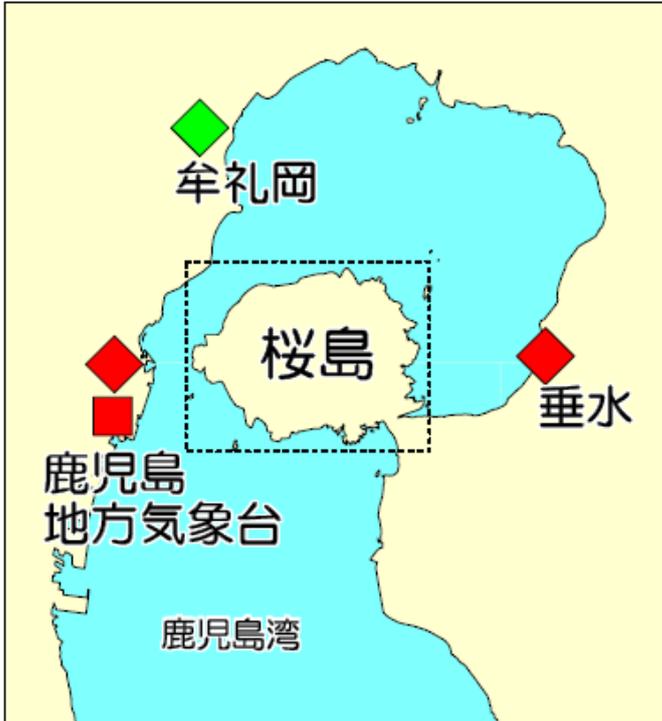
GPS 4点、地震計 2点、空振計 1点、傾斜計 1点

これにより、桜島の監視体制は、すでに分岐活用している国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所の遠望カメラを合わせ、以下のとおりとなります。

GPS 7点、地震計 7点、空振計 5点、傾斜計 1点
遠望カメラ 6点（気象庁 2点、大隅河川国道事務所 4点）

本件に関する問合せ先：地震火山部火山課課長補佐（内線4532）

桜島の火山監視体制強化



凡 例		既設 (気象庁で監視している地点)	
気象庁新設予定		気象庁	
★	GPS (4)	★	GPS
●	地震計 (2)	●	地震計
■	空振計 (1)	■	空振計
◑	傾斜計 (1)	◆	遠望カメラ
青実線 新たに拡大された立入禁止区域		大隅河川国道事務所	
青破線 これまでの立入禁止区域		◆	
		遠望カメラ	

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の「2万5千分の1の地形図(桜島北部、桜島南部、鹿児島北部、鹿児島南部)」を使用したものである(承認番号 平17総使、第503号)

